

香川県立白鳥病院給食業務委託契約書

委託者 香川県（以下「甲」という。）と受託者 株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、香川県立白鳥病院給食業務の委託に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 名称 香川県立白鳥病院給食業務
- (2) 内容及び実施方法 別添「香川県立白鳥病院給食業務仕様書（以下「仕様書」という。）」の定めるところによる。
- (3) 実施場所 香川県東かがわ市松原 963 香川県立白鳥病院

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、運営管理費と食材費とする。

- (1) 運営管理費は、月額〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。
- (2) 食材費は、次に掲げる1食あたり単価（消費税及び地方消費税含む。）に提供食事数（検食食事数を含む。）を乗じて算出した額とする。
 - (ア) 朝食 〇円〇銭（うち消費税及び地方消費税額〇円〇銭）
 - (イ) 昼食 〇円〇銭（うち消費税及び地方消費税額〇円〇銭）
 - (ウ) 夕食 〇円〇銭（うち消費税及び地方消費税額〇円〇銭）

（委託料の支払）

第5条 乙は、1月ごとに前条の規定により算出した委託料の支払を、当該月終了後、翌月の5営業日までに請求書にて甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、香川県会計規則(昭和39年香川県第19号)第152条第2号の規定により免除する。

(施設等の使用)

第7条 甲は、委託期間内において、仕様書の定めるところにより、乙が業務を行う上で必要な施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)を提供し、光熱水費等の費用を負担する。

2 乙は、甲から提供された施設等について、適正に管理し、採用面接等給食業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務終了時に施設等を現状に回復して、甲に返却しなければならない。

(一般的損害)

第8条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、香川県病院局財務規程(平成19年香川県病院局管理規程第12号)第38条第1項に基づき、香川県立白鳥病院企業出納員が振替依頼書を作成し、出納取扱金融機関に交付した時点で生ずるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。

(1) 譲受人とされた者への弁済

(2) 供託所への供託

(再委託の制限)

第10条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に再委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要と

する事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 3 前項の規定により甲の承認を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第 11 条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、甲が所有するデータ及び資料（以下「データ等」という。）を甲の許可なく複製し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、データ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱い及び管理については、香川県個人情報保護条例(平成15年香川県条例第57号) 及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（労働関係法令等の遵守）

第 13 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

（監督職員）

第 14 条 甲は、この契約の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる事項を行わせるため、監督職員を置くことができる。

- (1) 乙又は乙の現場責任者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書（仕様書を含む。）の記載内容に関する乙からの質疑に対する回答
 - (3) 乙又は乙の現場責任者との業務に関する協議
 - (4) 業務の実施状況の把握、実施内容の検証その他契約の履行状況の調査
- 2 甲は、監督職員を置いたときは、その職氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
 - 3 甲は、この契約に基づく甲の権限の一部を監督職員に委任したときは、当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。
 - 4 乙は、甲に書面を提出するときは、監督職員を経由しなければならない。

（現場責任者等）

第 15 条 乙は、業務の実施場所に常駐し、業務の実施に関する責任を担わせるため、

現場責任者及び副現場責任者を置かなければならない。

- 2 乙は、現場責任者等の氏名その他必要な事項を、別紙1により甲に報告しなければならない。現場責任者等を変更したときも同様とする。
- 3 乙は、第1項の規定にかかわらず、自ら直接行う事項があるときは、あらかじめ当該事項を甲に通知しなければならない。

(業務従事者)

第16条 乙は、業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。業務従事者を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、見積り提示時の積算内訳で示した業務従事者の配置数（以下「配置数」という。）を下回らないように人員の確保に努めなければならない。
- 3 やむを得ず配置数を下回る場合は、甲乙協議の上、委託料を減額することができるものとする。
- 4 前項の規定による委託料減額後も、乙は、配置数を充足するよう人員の確保に努めなければならない。配置数を充足した場合は、甲乙協議の上、委託料を増額することができるものとする。

(措置要求等)

第17条 甲は、業務の実施に関し、現場責任者又は業務従事者が著しく不相当と認めるときは、乙に対し、理由を示して必要な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の要求を受けたときは、その内容を検討し、要求を受けた日の翌日から起算して10日以内に甲に文書で回答しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対し、理由を示して必要な措置を求めることができる。
- 4 甲は、前項の要求を受けたときは、その内容を検討し、要求を受けた日の翌日から起算して10日以内に乙に文書で回答しなければならない。

(検査及び報告)

第18条 乙は、調理完了時には、必要に応じ、甲の監督職員の検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。
- 3 乙は、委託期間中、1か月ごとに業務の実施に関する報告書（別紙2）を作成し、翌月の5営業日までに甲に提出しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲又は甲の監督職員は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

(指示等の書面主義)

第 20 条 この契約に基づく指示、請求、承諾、通知、報告、要求及び回答（以下「指示等」という。）については、原則として書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、簡易な事項、緊急やむを得ない事情があるときは、指示等を口頭で行うことができる。
- 3 前項の場合において、その相手方から指示等の内容を記載した書面の交付を求められたときは、要求を受けた日の翌日から起算して7日以内にこれを交付しなければならない。
- 4 甲及び乙は、この契約に基づく協議を行ったときは、当該協議の内容を書面で記録するものとする。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第 21 条 乙は、仕様書どおりに業務を実施することが困難になったときは、あらかじめ甲又は甲の監督職員の指示を受けなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、乙は、甲の指定した日の翌日から業務を完了した日までの遅滞日数に応じ、未済部分の委託料に当該使用開始日が経過した日における民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率（以下「法定利率」という。）で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の遅延損害金は、委託料と対当額をもって相殺するものとする。

(臨機の措置)

第 22 条 乙は、業務の実施において、天災等による影響を避けるため、必要があると認めるときは、臨機の措置を講じることができる。

- 2 前項の場合において、乙は、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ甲の意見を聴き、措置を講じた後速やかに、その内容を通知しなければならない。
- 3 甲は、業務の実施において、天災等による影響を避けるため、必要があると認めるときは、乙に対し、臨機の措置を講じることを求めることができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲を超える部分については、甲の負担とする。

(代行保証)

第 23 条 乙は、火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ、業務の代行者（丙）として公益社団法人日本メディカル給食協会を指定しておくものとする。乙の申出により甲が委

託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(保険)

第24条 乙は、業務に関し、保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(業務の内容等の変更)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第4条に規定する委託料を変更することができる。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第26条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団関係者(同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)その他不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。)を行う全ての者(以下「暴力団等」という。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

3 乙は、契約の履行に当たって、第10条第2項の規定により甲の承認を得た乙の再委託先が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先を指導し、その報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(甲の契約解除権)

第27条 甲は、乙が第1号から第7号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せず直ちに、第8号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この

契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に明らかに業務が完了しないと認められるとき。
- (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、

甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第28条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10パーセントに相当

する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項又は前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の契約解除権)

第30条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 第25条の規定により、甲が業務の内容等を変更したため、委託料が3分の2以上減少することが見込まれるとき。
- (2) 第25条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、業務の中止期間が委託期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第31条 甲は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する委託料を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第32条 乙は、この契約に関して、第28条第1号から第4号までに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、委託料の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第33条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙が第三者に与えた損害について、甲の責めに帰すべき事由又は天災等の不可抗力若しくは通常避けることができない騒音、振動等の事由であるときは、保険によりてん補される部分を除き、その損害の賠償を負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力して、その解決処理に当たるものとする。

(損害賠償金等の相殺)

第34条 乙がこの契約に基づく損害賠償金、遅延損害金又は違約金を甲の指定する日までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に当該指定する日が経過した日における法定利率で算定した遅延利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

(契約の費用)

第35条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第36条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第37条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 香川県東かがわ市松原963番地
香川県
香川県立白鳥病院長 西角 彰良

乙

丙